【卒業の認定に関する方針】

本校の教育理念・目的に基づき「社会に貢献できる看護の実践者」を育成するために、看護に必要な知識、技術、態度を身につけ、卒業判定会議にて、学則第６章卒業第２４条に定める全単位を修得したと認めた者に対し、卒業を認定する。

看護に必要な知識、技術、態度について以下に示す。

１．生活者として人間を理解する力
①その人が生きてきた個の歴史と生活習慣・信条を大切にできる。
②人間を身体的・心理的・社会的・文化的側面をもった存在として捉えることができる。

２．人間尊重に基づいた倫理的行動力
①他者との関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。
②対象者の価値観、生活習慣・信条を尊重した看護が実践できる。
③対象者の自己決定を尊重する姿勢を身につける。
④看護の倫理原則に基づいた行動がとれる。

３．科学的根拠に基づき、安全・安楽・自立/自律をめざした看護を実践する力
①看護を実践するための基礎的な知識・技術を身につける。
②科学的根拠に基づき、その時その場に応じた看護が実践できる。

４．地域に関心を持ち、地域で暮らす人々の健康を支える看護を創造する力
①尼崎市で暮らす人々の健康上のニーズを理解できる。
②人々が住み慣れた地域で健康に暮らし続けるための健康教育に必要な知識・技術を身につける。

５．看護師の機能と役割を理解し、多職種と協働する力
①保健医療福祉チームにおける看護師と多職種の機能と役割を理解できる。
②看護師として多職種と協働するためのコミュニケーション能力を身につける。

６．勤労者医療の視点で看護を実践する力
①勤労者医療を推進する労災病院の機能を理解する。
②勤労者看護の役割を理解し、対象者の就労継続をめざした看護が実践できる。

７．社会の変化と保健医療福祉の動向に対応した看護を考える力
①社会の変化と保健医療福祉の動向に常に関心を持つことができる。
②社会のニーズに対応した看護を考えることができる。

８．看護師としての自覚と責任を持ち、成長し続ける力
①自己の課題を発見し、解決に向けて主体的かつ継続的に取り組むことができる。
②自己の体験をリフレクションし、体験を意味づけすることができる。
③自己の看護行為に責任を持つことができる。
④ストレスコントロールができ、心身の健康管理ができる。
⑤自己の看護職としてのキャリアデザインを描くことができる。